

船舶事故等調査報告書

平成25年9月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013広第48号
事故等種類	衝突（棧橋）
発生日時	平成25年3月18日（月） 09時23分ごろ
発生場所	愛媛県松山市松山港第1区 松山港外港2号防波堤北灯台から真方位006° 1,690m付近 （概位 北緯33° 53.0′ 東経132° 42.0′）
事故等調査の経過	平成25年4月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客フェリー じんわ、462トン
船舶番号、船舶所有者等	140322、中島汽船株式会社（以下「A社」という。）
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	本船 左舷船尾部に凹損 棧橋 なし
事故等の経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、旅客76人及び車両21台を載せ、松山港第1区の高浜港第1棧橋（以下「本件棧橋」という。）に着棧する予定であったところ、A社の運航管理者から、高浜港第2棧橋（以下「第2棧橋」という。）に着棧するように指示を受けた。</p> <p>船長は、風速約12m/sの南西風が吹き、波高約1mの波があり、本件棧橋がふだんよりも南側に約40cm移動していたものの、上下方向に数十cmしか動いていなかったため、船体に受ける衝撃はほとんどないものと思われ、第2棧橋に左舷着けするために着棧作業を行った。</p> <p>本船は、船長が左舷ウイングで本件棧橋及び第2棧橋との距離を確認しながら操船中、波により、本件棧橋が約50cm持ち上げられ、平成25年3月18日09時23分ごろ本船の左舷船尾部と本件棧橋の南東端とが衝突した。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 曇り、風向 南西、風力 4、視界 良好</p> <p>海象：波高 約1.0m、潮汐 上げ潮の中央期、潮流 転流時</p>
その他の事項	<p>高浜港には、陸側（第2棧橋）と沖側（本件棧橋）に2つの浮き棧橋が東西方向に設置されており、両棧橋は連絡橋でつながれていたが、本事故当日、前日の低気圧により、連絡橋の第2棧橋側連結チェーンが外れて連絡橋が使用できなくなっていた。</p> <p>A社は、運航基準において、風速18m/s以上及び波高1.5m以上の場合には、運航を中止するように規定していた。</p>

	<p>船長は、ふだん、南寄りの風が強く、波が高いときには、第2棧橋に離着棧していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、松山港第1区において、風速約12m/sの南西風が吹き、波高約1mの波がある状況下、第2棧橋に着棧する際、船長が、本件棧橋がふだんよりも南側に約40cm移動していたものの、上下方向に数十cmしか動いていなかったため、着棧作業を行ったところ、波により、本件棧橋が持ち上げられたことから、左舷船尾部と本件棧橋の南東端とが衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、松山港第1区において、風速約12m/sの南西風が吹き、波高約1mの波がある状況下、第2棧橋に着棧作業中、波により、本件棧橋が持ち上げられたため、本件棧橋と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航基準に規定された状況以下であっても、施設の状態を考慮して運航や離着棧を中止すること。